

秋間みのりが丘第1区建築協約

(目的)

第1条 この協約は、第6条に定める建築協約区域（以下「協約区域」という。）内における建築物の用途、形態、敷地、位置及び意匠に関する基準を定め、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

(名称)

第2条 この協約は、「秋間みのりが丘第1区建築協約」（以下「協約」という。）と称する。

(用語の定義)

第3条 本協約における用語の定義は、建築基準法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによる。

(協約の締結)

第4条 本協約は、第6条に定める区域内の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権または借地権（一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」という。）全員の合意により締結する。

(協約の変更及び廃止)

第5条 本協約の内容を変更しようとするときは、土地の所有者等全員の合意によらなければならない。

2 本協約を廃止しようとするときは、土地の所有者等の過半数の合意をもってその旨を定めなければならない。

(建築協約区域)

第6条 この協約の目的となる土地の区域は、別図に表示した区域とする。

(協約に関する基準)

第7条 協約区域内の建築物の用途、形態、敷地、位置及び意匠は、別表に掲げる基準によらなければならない。

(第三者継承および届出)

第8条 土地の所有者等は、第三者に所有する土地を譲渡し、またはその土地における建築物の所有を目的とする地上権もしくは賃借権を設定する場合は、責任をもって本協約に規定する権利および義務を何ら変更することなくその第三者に承継させるものとし、かつ、その第三者をして責任をもって、本協約の権利義務を遵守する旨を確約させるものとする。

2 土地の所有者等は、土地の譲渡その他前項の処分をする場合は、事前に前項の第三者の確約書を委員会に届出なければならない。

(有効期間)

第9条 本協約の有効期間は、本協約の成立の日から10年間とする。ただし、その期間満了前に第5条に定める変更及び廃止申請がない場合はさらに10年間延長するものとする。

2 本協約は前項の成立の日以後において、土地の所有者等となったものに対してもその効力があるものとする。

3 第7条の規定に違反した土地の所有者等の措置に関しては、有効期間満了後も効力を有する。

4 本協約が建築基準法第4章で定める建築協定に移行した場合、本協約は本条第1項で定める有効期間内であっても、建築協定の公告の日を持って廃止され、同日付で当該建築協定に承継されるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 第13条で定める委員長（以下「委員長」という）は、この協約に違反した者（以下「違反者」という。）があったときは、違反者に対し、委員会の決定に基づき工事施工の停止を請求し、かつ、文書をもって相当の猶予期間を付して、当該違反行為を是正するための必要な措置をとることを請求することができる。

2 委員長は、土地の所有者等の建築計画が第7条の規定に違反することを確認できたときは、建築工事の着工前であっても工事の差し止めを請求することができる。

3 違反者は、前2項の請求があったときは、違反者は直ちにこれに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第11条 委員長は、違反者が前条第1項または第2項の請求に従わないときは、委員会の決定に基づき、その強制履行または違反者の費用をもって第三者にこれをなさしめることを裁判所に請求することができる。

2 前項の訴訟手続に関する費用等は、違反者の負担とする。

(運営委員会)

第12条 この協約の運営に関する事項を処理するため、秋間みのりが丘第1区建築協約運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、土地の所有者等の互選により選出された委員4名以上をもって組織する。ただし、1区画の土地共有者または共同して地上権または賃借権を有する者は、その内の1人を代表者として委員を互選する。

3 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補助の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(役員)

第13条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

会計 1名

会計監査 1名

2 委員及び役員は、土地の所有者等の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、この協約の運営事務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または、委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

5 会計は、委員会の経理に関する事務を処理する。

6 本協約に規定するものの他、運営、経費その他運営委員会に関する必要な事項は別に定める。

(委任)

第14条 前2条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(建築協定)

第1条 土地の所有者等は、安中市において建築基準法第4章に基づく建築協定条例が施行されたときは、直ちに区域内土地について同条例に基づく建築協定を締結し、速やかに移行するものとする。

(協定の内容)

第2条 前条の建築協定の内容は、本協約に定めるに同一または同趣旨のものを基調とし、原則、当然に本協約が承継されるものとする。但し、建築協定の認可に当たり、認可者の指示による変更等がある場合はこの限りでないものとする。

(協定の締結および委員)

第3条 建築協定の締結、ならびに各認可申請手続は、本協約第13条の委員会役員が行う。

2 前条の協定の運営委員には、本協約第12条の委員会委員が当然に就任する。